平成３０年（フ）第１５４号
兵庫県西宮市深津町３番16―205号
債務者　村木　政樹
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７７号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目５番23―202号
債務者　福田　景子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８号
鳥取県倉吉市昭和町１丁目30番地
債務者　梅野　睦子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第７９号
岡山市東区金岡西町145番地１　グランカーサ金岡弐番館101、旧住所岡山市北区花尻みどり町８番地101　クレストール彩果102
債務者　北風　貴子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８０号
岡山市東区金岡西町145番地１　グランカーサ金岡弐番館101、旧住所岡山市北区花尻みどり町８番地101　クレストール彩果102
債務者　北風　豊（旧姓釣田）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４２号
岡山市北区田中172番地119　森田コーポ201
債務者　槌田　俊晴
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５３号
山口県下関市大字永田郷459番地４　梅花園
債務者　山口　義宏
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
徳島県小松島市堀川町１番１号（辻マンション11号室）
債務者　市川　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９号
愛媛県西予市宇和町西山田2121番地
債務者　三瀬　里実
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第３８号
大分市東浜１丁目２番16号（シェーンアスト東浜103）
債務者　今川　拓也
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９９号
大分市大字旦野原289番地（ＳｗｅｅｔＨｏｍｅＡ103）
債務者　宮原久美子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９５号
宮崎市恒久３丁目１番地２　南村アパート103号
債務者　川瀬　灯恵
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６６号
宮崎県延岡市上三輪町2788番地１
債務者　清水　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第７０号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番５―104号
債務者　白石加代子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第７３号
宮崎県延岡市大貫町１丁目3007番地　サンシティハイツ　302
債務者　八代　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿児島市吉野町2164番地　チェリーリーフＹ103号
債務者　楠生　有沙
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係